

令和3年3月29日
北名古屋衛生組合

余熱利用施設建設予定地における土壤汚染状況調査結果について

当組合において、余熱利用施設建設予定地の土壤汚染状況調査を実施したところ、「砒素及びその化合物」について土壤溶出量基準を超過する数値が測定されましたので、調査結果及び対応についてお知らせします。

記

1 調査実施期間

2018年11月30日（金）から2021年3月26日（金）まで

2 汚染が判明した土地の所在地

北名古屋市二子名師13番の一部並びに14番、15番、16番、17番1、17番2、17番3、17番4及び54番

3 調査結果

(1) 土壤溶出量

次表のとおり法に規定する土壤溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壤溶出量 基準	基準超過土 壤検出深度	超過地点数/ 調査地点数 ^{注2}	超過区画数
砒素及び その化合物	0.011 mg/L (1.1倍) ^{注1}	0.01 mg/L 以下	8.0m	1 / 2	49 ^{注3}

注1：（ ）内は土壤溶出量基準に対する倍率を示す。

注2：汚染原因が自然由来と考えられることから自然由来汚染調査を実施。自然由来汚染調査のため、最も離れた単位区画（調査対象地を10m格子で分割した区画）を含む2つの30m格子の中心の単位区画で試料採取しています。

注3：試料採取を行っていない30m格子内の単位区画は、2つの調査地点のうち土壤溶出量の測定結果が大きい方と同じ汚染状態にあるとみなされます。今回、基準を超過した地点があるため、基準超過した単位区画の属する30m格子内の単位区画、調査を行っていない30m格子内の単位区画が基準を超過した区画とみなしています。

(2) 土壤含有量

調査した全ての地点で法に規定する土壤含有量基準に適合していました。

(3) 地下水

調査した全ての地点で法に規定する地下水基準に適合していました。

4 当該地の現在の状況

汚染が判明した場所は更地ですが、汚染が判明した層は地中に位置するため、汚染土壌の飛散や雨水等による拡散のおそれはありません。

5 今後の対応

今回の土壌汚染状況調査の結果を踏まえて、愛知県の指導のもと、土地の形質変更時に汚染土壌による飛散・流出防止等の土壌汚染対策を適切に実施します。

6 問い合わせ先

北名古屋衛生組合 事務局長 坪井
電話 0568-22-3581

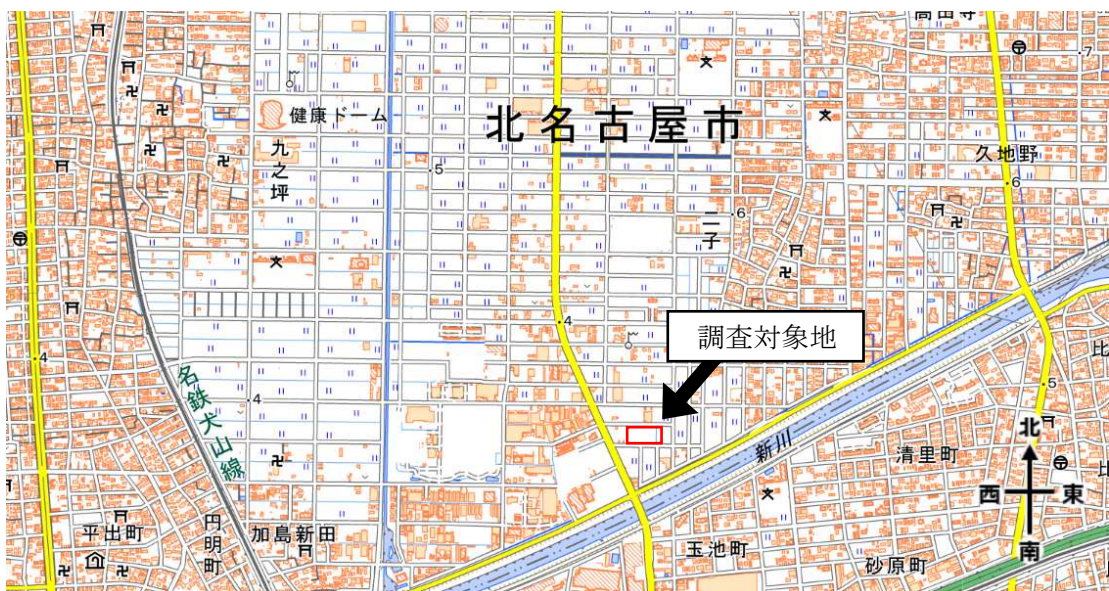
7 調査対象地の概要

(1) 面積

5,557.72 m²

(2) 調査対象地の利用状況

当該地において特定有害物質取扱事業所の履歴は確認されていません。砒素及びその化合物による汚染については、自然由来による土壌汚染であるものと考えられます。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用